

大田区定期利用保育室運営費等補助金交付要綱

平成25年 3 月13日24こ保発第13135号決定
平成25年 5 月23日25こ保発第10658号一部改正
平成26年 3 月19日25こ保発第12675号一部改正
平成27年 3 月30日26こ保発第14275号一部改正
平成29年 1 月30日28こ保発第13201号一部改正
平成29年 3 月22日28こ保発第13789号一部改正
平成30年 3 月13日29こ保発第14097号一部改正
平成31年 3 月26日30こ保発第14865号一部改正
令和 2 年 9 月17日 2 こ保発第12549号一部改正
令和 4 年 2 月 3 日 3 こ保発第14856号一部改正
令和 5 年 1 月11日 4 こ保発第15175号一部改正
令和 7 年 1 月22日 6 こ保発第14882号一部改正
令和 7 年 3 月28日 6 こ保発第16505号一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、大田区一時保育事業実施要綱（平成24年 3 月30日付け23こ保発第13297号区長決定。以下「一時保育実施要綱」という。）第3章に基づく定期利用保育事業及び大田区病児保育事業・定期利用保育事業職員処遇改善事業実施要綱（令和 4 年12月 7 日付け 4 こ保発第14604号区長決定。以下「処遇改善実施要綱」という。）に基づく処遇改善事業（定期利用保育室で行われるものに限る。以下同じ。）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助するに当たって必要となる算定基準及び手続きを規定することにより、定期利用保育事業の円滑な実施を図り、もって保護者の多様な就労形態等による保育需要に対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定期利用保育室

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成 7 年10月23日付け 7 福子推第276号決定）第3の2（2）エに規定する専用施設をいう。

(2) 定員

設置時及び変更時に届け出た入所定員をいう。

(3) 児童

一時保育実施要綱第15条に規定する対象児童をいう。

(4) 保護者

児童と同一の住居に居住し、児童の親権を有する者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者をいう。

(5) 事業者

定期利用保育室を運営する者をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、一時保育実施要綱第3章及び処遇改善実施要綱に規定する事業とする。

(補助対象施設)

第4条 この補助金の補助対象施設は、一時保育実施要綱及び関係法令等に定める基準を満たす定期利用保育室とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の補助対象経費は、補助事業を実施するための経費で、別表に定めるものとする。

(受託等の届出)

第6条 事業者は、保護者と保育契約を締結したときは、運営費に係る補助金を請求するときに、大田区定期利用保育室保育受託届（別記第1号様式）に当該契約を証する書類等の写しを添えて、区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は4月1日に在籍する児童について、毎年、全員についての大田区定期利用保育室保育受託届及び当該契約を証する書類等の写しを区長に提出しなければならない。

3 事業者は、前2項の保育契約を解除したときは、大田区定期利用保育室受託解除届（別記第2号様式）に当該契約の解除を証する書類等の写しを添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付額等)

第7条 この補助金の交付額は、別表に定める項目ごとに、基準額と補助対象経費から寄附金その他収入額を差引いた額とを比較していずれか少ない額を選定し、その合計額とする。

2 補助金の交付開始は、一時保育実施要綱第30条第2項による承認を受けた日の翌月1日からとする。ただし、承認を受けた日が月の初日の場合は、当該月からとする。

(補助条件)

第8条 区長は補助金の交付に当たって、別記の補助条件を付すものとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期日までに大田区定期利用保育室運営費等補助金交付申請書（別記第3号様式）に必要な

書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者は、4月から翌年3月までの見込みで算出した利用児童数をもって申請しなければならない。

(交付決定)

第10条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、適当と認める場合は、速やかに補助金の交付を決定し、大田区定期利用保育室運営費等補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助金を交付できないものと決定したときは、速やかにその理由を付して申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、区長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助事業の遂行を不当に困難とさせない範囲において、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができるものとする。
- 3 第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該決定に係る通知の受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる。

(変更交付申請)

第11条 補助事業者は、第9条に係る交付申請の内容を変更しようとするときは、大田区定期利用保育室運営費等補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(変更交付決定)

第12条 区長は、前条の規定による変更申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当と認める場合は、大田区定期利用保育室運営費等補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 第10条又は前条の規定による交付決定を受けた補助事業者は、区長が別に定める期日までに大田区定期利用保育室運営費等補助金請求書（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類及び区長が必要と認める書類を添えて、区長に請求しなければならない。

- (1) 大田区定期利用保育室在籍児童報告書（別記第8号様式）
- (2) 大田区定期利用保育室保育実績状況表（別記第9号様式）
- (3) 大田区定期利用保育室保育受託届
- (4) 大田区定期利用保育室職員報告書（別記第10号様式）

(補助金の交付)

第14条 区長は、補助事業者から前条の規定による請求があった場合において、審査により適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来部長が別に定める。

付 則（平成25年 3 月13日24こ保発第13135号）

- 1 この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年 3 月31日限り、その効力を失う。

付 則（平成25年 5 月23日25こ保発第10658号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成26年 3 月19日25こ保発第12675号）

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成27年 3 月30日26こ保発第14275号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成29年 1 月30日28こ保発第13201号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成29年 3 月22日28こ保発第13789号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成30年 3 月13日29こ保発第14097号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成31年 3 月26日30こ保発第14865号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 9 月17日 2 こ保発第12549号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 2 月 3 日 3 こ保発第14856号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 1 月11日 4 こ保発第15175号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表 2 については、令和 4 年10月 1 日から適用する。
- 2 改正後の様式は、この要綱の施行の日以降の手続きについて適用し、改正前の様式による申請書、通知書その他の書類については、改正後の様式として提出し、及び通知した書類とみなす。

付 則（令和 7 年 1 月22日 6 こ保発第14882号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 7 年 3 月28日 6 こ保発第16505号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。